

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- (1) 業務名 中城湾港物流促進事業
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで
- (3) 履行場所 原則、沖縄県内（一部県外あり）
- (4) 契約上限金額 30,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務内容

(1) 業務目的

本市に位置する中城湾港新港地区工業団地は、国際物流拠点産業集積計画（令和4年8月沖縄県改正）において、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）に掲げる基本施策として「アジアのダイナリズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積」の実現に向けた「国際物流拠点産業集積地域」の指定を受けており、また、当該工業団地に隣接する中城湾港新港地区は、産業の振興や雇用機会の創出及び産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するための工業用地を整備する等、流通機能と生産機能を併せ持った流通加工港湾として整備が推進されている。

本事業は、当該地区の近年の企業進出及び港湾整備の状況を踏まえて、市内外事業者及び物流関係事業者の物流ニーズを把握し、中城湾港新港地区を活用した新たな物流モデル創出に向けた実証事業を実施することで、市内外事業者の物流効率化を図るとともに、実証事業の成果を当該地区の新たな活用事例として整理・市内外へ周知し、今後の産業振興施策の方向性を検討することを通じて、当該地区の物流促進を図ることを目的とする。

(2) 業務内容 プロポーザル方式実施説明書のとおり

(3) 成果品

- ・報告書【本 編】 10部（くるみ製本・A4版）
- ・報告書【概要版】 10部（くるみ製本・A4版）
- ・電子データ（CD-R） 2枚（正・副）

(4) その他

本事業に係る契約準備行為は令和6年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。

したがって、市議会において当初予算が否決された場合又は、沖縄振興特別推進市町村交付金が交付されない場合は、契約を締結しないことがある。